

京 都 大 学 法 学 部 規 程 新 旧 対 照 表

改 正 前	改 正 後
(前 略)	
<p>第 1 3 条 専門科目の試験は、履修登録をした科目について、受験の申出をした者に対して行う。ただし、京都大学学生健康診断規程に定める健康診断を受けなかった者は、当該年度の試験を受けることができない。</p>	<p>第 1 3 条 専門科目の試験は、履修登録をした科目について行う。ただし、京都大学学生健康診断規程に定める健康診断を受けなかった者は、当該年度の試験を受けることができない。</p>
<p>2 前項の申出をした者であって、疾病その他のやむを得ない事情により受験することができなかつたものに対して、追試験を行う。</p>	<p>2 履修登録をした者であって、疾病その他のやむを得ない事情により受験することができなかつたものに対して、追試験を行う。</p>
<p>第 1 4 条 } (略) 第 1 5 条 }</p>	<p>第 1 4 条 } (同 左) 第 1 5 条 }</p>
<p>第 1 6 条 学士試験に合格した者には、通則第 5 4 条に定める学士の学位を授与する。</p>	<p>第 1 6 条</p>
<p>2 <u>一般教養科目 2 8 単位 (人文・社会科学系科目 2 0 単位及び自然科学系科目 8 単位)、外国語科目 1 4 単位 (英語 6 単位及び教授会が定めるその他の外国語科目のうちから 1 か国語 8 単位)、保健体育科目 4 単位 (講義、実技それぞれ 2 単位。ただし、一般教養科目の単位で代替しうる。)、専目科目 8 4 単位、合計 1 3 0 単位以上を修得した者は、学士試験に合格した者とする。</u></p>	<p>2 <u>次の各号に掲げるすべての単位 (合計 1 2 8 単位以上) を修得した者を、学士試験に合格した者とする。</u> (1) <u>一般教養科目 2 8 単位 (人文・社会科学系科目 2 0 単位及び自然科学系科目 8 単位)</u> (2) <u>外国語科目 1 6 単位 (法学政治学英語 A・B 各 1 単位を含む英語 8 単位及び教授会が定めるその他の外国語科目のうちから 1 か国語 8 単位)</u> (3) <u>保健体育科目 4 単位 (講義、実技それぞれ 2 単位。ただし、一般教養科目の単位をもって代えることができる。)</u> (4) <u>専門科目 8 0 単位</u></p>
<p>3 前項の専目科目 <u>8 4 単位</u>は、専門科目規程に定める基礎法学及び政治学の領域に属する科目から 6 単位、公法及び民刑事法の領域に属する科目から 6 単位のほか、演習 2 単位を含む。ただし、演習は、やむを得ない事情があるとき、他の専門科目 4 単位をもって代えることができる。この場合においては、前項の「<u>専門科目 8 4 単位</u>」及び「<u>合計 1 3 0 単位以上</u>」は増加するものとする。</p>	<p>3 前項の専目科目 <u>8 0 単位</u>は、専門科目規程に定める基礎法学及び政治学の領域に属する科目から 6 単位、公法及び民刑事法の領域に属する科目から 6 単位のほか、演習 2 単位を含む。ただし、演習は、やむを得ない事情があるとき、他の専門科目 4 単位をもって代えることができる。この場合においては、前項の「<u>専門科目 8 0 単位</u>」及び「<u>合計 1 2 8 単位以上</u>」は増加するものとする。</p>
<p>4～7 (略) (後 略)</p>	<p>4～7 (同 左)</p>
	<p>附 則 1 この規程は、平成 2 0 年 4 月 1 日から施行する。 2 改正後の第 1 6 条第 2 項及び第 3 項の規定は、この規程の施行の日以後に入学した者及び平成 2 2 年 4 月 1 日以後に編入学した者から適用し、この規程の施行の前日に入学した者及び平成 2 2 年 3 月 3 1 日以前に編入学した者については、なお従前の例による。</p>